

## 第1 趣旨

この方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号。以下「法」という。)第12条第1項の規定に基づき、鳥取県が公表した「鳥取県産材利用推進指針(鳥取県木材利用促進基本方針)」(令和5年2月改正)に則して策定するものであり、町内あるいは県内の森林から産出された木材(以下「地域産木材」という。)の利用を促進することによる地域の持続的発展及びSDGsの達成に向け必要な事項を定めるものである。

## 第2 建築物等における木材の利用の促進の意義

木材の重さの約5割は、樹木が大気から二酸化炭素を吸収して固定した炭素であり、木材を建築物や土木工作物等で使用することは、吸収した二酸化炭素を長期間にわたって貯蔵することとなり「都市等における第2の森林づくり」と言える。また、木材の加工に要する消費エネルギーは、鉄の40分の1、アルミニウムの70分の1と格段に少ないことから、木材の利用は環境にやさしい取り組みである。

地域産木材を使うことにより、「伐って」→「使って」→「植えて」→「育てる」という森林資源の循環利用が可能となり、地域の森林の保全に繋がるとともに、地場の林業や木材産業、住宅関連産業等の地域産業の活性化にも大きく貢献するものである。

## 第3 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

### 1 木材の利用を促進する公共建築物

法に基づき木材の利用を促進する公共建築物は、法第2条第2項各号及び法施行令(平成22年政令第203号)第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には以下のような建築物が含まれる。

#### (1) 町が整備する公共の用又は公用に供する建築物

これらの建築物には、広く町民一般の利用に供される学校、社会福祉施設(老人ホーム、保育所等)、病院・診療所、運動施設(体育館、水泳場等)、社会教育施設(図書館、公民館等)、公営住宅等の建築物のほか、町の事務・事業の用に供される庁舎等が含まれる。

#### (2) 町以外の者が整備する(1)に準ずる建築物

これらの建築物には、町以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く町民に利用され、町民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設(老人ホーム、保育所、福祉ホーム等)、病院・診療所、運動施設(体育館、水泳場等)、社会教育施設(図書館、青年の家等)、公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所(併設される商業施設を除く。)が含まれる。

### 2 木材の利用促進のための施策の具体的方法

建築物における木材の利用の促進にあたっては、建築材料としての木材の利用はもとより、建築

材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用も併せてその促進を図る。

建築物の構造は、町内事業者で設計施工が対応可能な在来工法に加え、強度・耐火性に優れた木材の製造技術及び製造コスト低減の技術革新が進んでいることから、このような新たな工法を活用した木造化についても検討を行うとともに、内外装の木質化も併せて検討する。

また、建築物において使用される机、椅子、遊具、書棚等の備品や消耗品についても木製品の導入を検討するほか、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入については、木質バイオマスの安定的な供給の確保や建築物の適切な維持管理を考慮しつつ導入を検討する。

#### 第4 町が整備する公共建築物等における木材の利用の目標

##### 1 木造化

町は、整備する公共建築物について、建築基準法等関連法令の制約を受ける場合を除き原則として木造化を図る。木造化にあたっては、可能な限り地域産木材を使用するよう努める。

##### 2 内外装の木質化

町は、整備する公共建築物について、内外装の木質化を図ることが適切と判断される部分については木質化を行う。木質化にあたっては、可能な限り地域産木材を使用するよう努める。

##### 3 その他の木材利用

町は、整備する全ての公共建築物において木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を促進するほか、町が事業主体となる土木工事における木材を原材料として使用した資材の利用促進、暖房器具やボイラーの設置における木質バイオマスを燃料とするものの導入に努める。

##### 4 町が補助する建築物等

町が補助する建築物の整備及び土木工事等については、事業主体の理解を求め、可能な限り1から3に準じた木材使用がなされるよう配慮するものとする。

#### 第5 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

公共建築物等における木材の利用の促進を図るためには、乾燥や強度といった性能が明らかな木材及び合法性等が証明された木材が低コストで円滑に供給される必要がある。

このため、町は素材生産業者、木材加工事業者、木造建築設計者等と可能な範囲で情報共有を行い、建築主となる事業者等のニーズを把握し、設計提案と品質の確かな木材の安定供給に努めるものとする。

#### 第6 その他建築物における木材の利用の促進に関する必要な事項

##### 1 公共建築物の整備において考慮すべき事項

公共建築物を整備する者は、部材の点検、補修、交換が容易となるよう設計上の工夫により維持管理コストの低減を図るものとする。また、公共建築物の計画、設計等の段階から建設コストのみならず、維持管理、解体、廃棄等のコストを含むライフサイクルコストの軽減を図るとともに、木材の利用による付加価値も考慮し、これらを総合的に判断した上で、木材の利用に努めるものとする。

加えて、木材は、伐採から製材、乾燥等の工程に一定期間を要することから、木材の調達期間

も考慮した建設計画を検討するものとする。

2 体制整備に関する事項

町は、地域産木材の円滑な利用を推進するため、関係機関との連絡調整等を行う。

3 普及啓発に関する事項

町及び木造施設の管理者は、町民及び施設の来訪者に木の良さを最大限にアピールし、普及啓発に努める。また、地方公共団体以外の者が整備する建築物等においても、積極的に木材の利用を広く呼びかけ、理解と協力を得るとともに木材の普及、啓発に努めるものとする。

附 則

この基本方針は令和5年4月1日から施行する。